

## 溝辺カントリークラブ ゴルフ場約款

<p>(約款の適用)</p> <p>第1条 当ゴルフ場を利用される方は会員・非会員を問わず、すべて本約款並びに当ゴルフ場の会則及び細則等による外、鹿児島県ゴルフ場防犯協会、鹿児島県暴力追放運動推進センター及び鹿児島県警察との申し合わせに事項並びに決議に従って利用頂きます。</p>	<p>(飛距離の確認)</p> <p>第12条 先行組に対しては、後続組の打者はキャディのアドバイス如何にかかわらず、自己の飛距離を自分で判断して先行組に打ち込まないようにして下さい。</p>
<p>(利用契約の成立)</p> <p>第2条 当ゴルフ場においてプレーしようとなさる方は、当日フロントにおいて、所定の名簿に署名して下さい。それにより、利用カード・ロッカーキーをお渡ししたときに署名者の施設利用をお引き受けする事になります。</p>	<p>(キャディ及びフォアキャディの合図)</p> <p>第13条 キャディ及びフォアキャディの合図は、先行組が通常の飛距離外に前進したと判断される時の合図ですから、合図があっても打者は事故の飛距離を自分で判断して打球して下さい。</p>
<p>(利用申込み・予約金・違約金等)</p> <p>第3条 1. プレーの申込みは、原則として3ヶ月前からプレー前日までの間に、予約者（複数の場合、その人数と責任ある代表者）は、予約日及びスタート希望時刻を明示して予約係に申込みして下さい。申込みの際には、予約金のお支払を求めることがあります。その取扱及び違約の場合の手続きについては、当ゴルフ場の別に定める予約金取扱規定に従って頂きます。上記の予約者が所定の定員に満たない場合は、当日においてもプレーを申込みをすることができません。</p> <p>2. 利用者は暴力団または、これに類する団体等の構成員と認められる者、並びに他に迷惑または、不快感を与え快適なゴルフライフを阻害するおそれのある者を同伴してはなりません。</p>	<p>(打球の前に出ないこと)</p> <p>第14条 同伴プレーヤーは、打者の前方には絶対に出ないで下さい。</p>
<p>(利用の拒絶)</p> <p>第4条 当ゴルフ場では、次の場合には利用をお断りすることがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 満員でスタート時間に余裕がないとき</li> <li>2. ビジターについては、メンバーの同伴、紹介がないとき</li> <li>3. 天災その他やむえない事情によりゴルフ場をクローズするとき</li> <li>4. 利用者が暴力団又はこれに類する団体の構成員であるとき</li> </ol>	<p>(隣接ホールへの打込み)</p> <p>第15条 隣接ホールへの打込みは特に危険ですから、プレーヤーは自己の飛距離、飛行方向について適切に判断し慎重に打球して下さい。隣接ホールに打込んだ場合には、そのホールのプレーヤーに合図をし邪魔にならないように打球するとともに、自己の同伴プレーヤーにも充分気をつけて打球して下さい。</p>
<p>(利用継続の拒絶)</p> <p>第5条 当ゴルフ場は、次の場合には利用継続をお断りすることがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 公の秩序又は善良な風俗に反する行為があったとき</li> <li>2. 当ゴルフ場に対して好ましくない行為があったとき</li> <li>3. 天災その他やむえない事情により施設の利用ができないとき</li> <li>4. 利用者が暴力団又はこれに類する団体等の構成員であることが判明したとき</li> <li>5. その他本約款に違反したとき</li> </ol>	<p>(退避)</p> <p>第16条 後続組に対して打球させるときは、先行組のプレーヤーは、後続組の打者が打ち終わるまで安全な場所に退避して下さい。</p>
<p>(休業日・開場時間)</p> <p>第6条 当ゴルフ場の休業日と開場時間はゴルフ場の定めるところによります。但し、臨時的に変更することがあります。</p>	<p>(ホールアウト後の退去)</p> <p>第17条 ホールアウトした場合は、直ちにグリーンを去り後続組の打球に対し安全な場所を通り、次のホールへ進んで下さい。</p>
<p>(金銭その他高価品)</p> <p>第7条 金銭その他高価品については、その種類及び価格を明示して、フロントにお預け頂かない限り責任を負いません。お預かり品は預り証の持参人に預り証と引換えにお返し致します。預り証を紛失した場合直ちに届け出て下さい。</p>	<p>(雷鳴があった場合)</p> <p>第18条 雷鳴があった場合には直ちにプレーを中止し、安全と思われる場所に退避して下さい。</p>
<p>(携帯品・自動車)</p> <p>第8条 携帯品や場所を提供している駐車場の自動車の盗難・損傷等については、責任を負いません。</p>	<p>(乗用カートの利用)</p> <p>第19条 乗用カートをご利用の際は、別に定める乗用カート利用約款を遵守してご利用下さい。</p>
<p>(ロッカーの使用)</p> <p>第9条 ロッカーには金銭その他高価品は、お入れにならないで下さい。ロッカー内の金銭その他高価品の盗難については、責任を負いません。</p>	<p>(火気の使用禁止)</p> <p>第20条 コース内やクラブハウス内での火気は、所定の場所以外では使用なさらないで下さい。マッチの燃え殻、たばこの吸い殻は必ずよく消して灰皿にお入れ下さい。</p>
<p>(プレーヤーの危険防止責任とエチケット・マナーの厳守)</p> <p>第10条 ゴルフは時により危険を伴う場合がありますので、プレーヤーは、エチケット・マナーを守り、キャディのアドバイスの如何にかかわらず自己の責任でプレーして頂きます。</p>	<p>(違反の場合の責任)</p> <p>第21条 利用者が第10条、第11条、第12条、第13条、第15条、及び第19条に違反し、第三者に傷害等の事故を発生させた場合、第10条、第11条、第14条、第16条、第17条、第18条及び第19条に違反し、自ら傷害等の被害を受けた場合は、当ゴルフ場は一切損害賠償等の責任を負いません。</p>
<p>(ティイングエリアにおける素振り)</p> <p>第11条 素振りは、ティ・マーカー内の打席又は、特に指定された場所以外では、なさらないで下さい。プレーヤーはみだりにティイングエリアに立ち入らないで下さい。</p>	<p>(プレー終了後のクラブ確認)</p> <p>第22条 利用者がプレーを終了した場合は、クラブを点検し、間違いがないか慎重に確認して下さい。確認後は、クラブの不足、瑕疵等について、当ゴルフ場は責任を負いません。</p>
<p>(施設に損害を与えた場合)</p> <p>第23条 利用者の故意または過失により、当ゴルフ場の施設に損害を与えた場合は、その損害額を支払って頂きます。</p>	<p>(施設内の持込品)</p> <p>第24条 施設内に下記のものを持込む事をお断り致します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 動物等のペット類</li> <li>2. 著しく悪臭を放つもの</li> <li>3. 銃砲刀剣類</li> <li>4. 発火、爆発のおそれがあるもの</li> <li>5. 騒音を発するもの</li> </ol>
<p>(行為の禁止)</p> <p>第25条 施設内では下記の行為はお断り致します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 賭博、その他風紀を乱す行為</li> <li>2. 物品販売、宣伝広告等の行為（特に許可する場合を除く）</li> <li>3. 利用者以外のコース内立入（特に許可する場合を除く）</li> <li>4. 他人に迷惑を及ぼし、又は不快感を与える行為</li> <li>5. イレズミ等他人に恐怖感や不快感を与える者の入浴</li> </ol>	<p>附則 この約款は、平成7年9月12日から施行致します。</p>